

④

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成25年(㊦)第 1359 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に 金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者 に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を
仮に開示せよ。

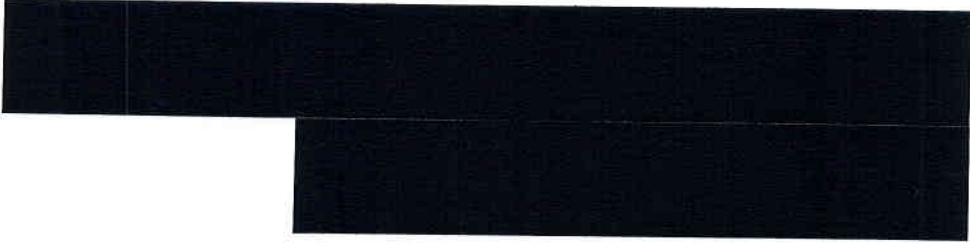
債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

平成 25 年 5 月 2 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 中辻 雄一郎

当事者目録



〒141-0031 東京都品川区西五反田1丁目11番1号
アイオス五反田駅前1008
恒心綜合法律事務所（送達場所）
電 話 03（6417）9136
FAX 03（6417）9143
債 権 者 代 理 人
弁 護 士 唐澤 貴洋

シンガポール共和国 〒367998

プレイフェア ロード 80

カポ ファクトリー ビルディング #07-15

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING
SINGAPORE 367998)

債務者 パケットモンスターインク ピーティーイー エルティーディー
(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD.)

代表者取締役 エフエンディ・アーメッド・ハリス・メリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事に係る I P アドレス
- 2 前項の I P アドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の各記事が送信された年月日及び時刻



投稿記事目録

閲覧用 URL : <http://awabi.2ch.net/test/read.cgi/net/1362724624/>

[1]

レス番号	1
投稿日時	2013/03/08(金) 15:37:04.35

[2]

レス番号	337
投稿日時	2013/03/11(月) 23:33:00.12

閲覧用 URL : <http://awabi.2ch.net/test/read.cgi/net/1363459541/>

[3]

レス番号	1
投稿日時	2013/03/17(日) 03:45:41.30

[4]

レス番号	330
投稿日時	2013/03/23(土) 23:43:26.26

[5]

レス番号	418
投稿日時	2013/03/25(月) 20:14:23.21

[6]

レス番号	903
投稿日時	2013/04/08(月) 18:57:45.92

閲覧用 URL : <http://awabi.2ch.net/test/read.cgi/net/1365511311/>

[7]

レス番号	1
投稿日時	2013/04/09(火) 21:41:51.88

[8]

レス番号	48
投稿日時	2013/04/13(土) 15:17:13.56

[9]

レス番号	101
投稿日時	2013/04/15(月) 20:36:01.18

[10]

レス番号	162
投稿日時	2013/04/17(水) 20:48:47.92

[11]

レス番号	166
投稿日時	2013/04/18(木) 03:48:11.63

[12]

レス番号	182
投稿日時	2013/04/19(金) 12:51:06.48

これは正本である。

平成 25 年 5 月 2 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 吉田

